

パラレルレポートで守るべきものとは

1 はじめに

2015年6月に、全日本ろうあ連盟（以下、連盟）発祥の地である群馬県で第63回全国ろうあ者大会が開催され、連盟創立70周年事業として設立記念碑を建てた。記念碑は、私たちの先輩たちが汗と涙を流しながら多くの苦難を乗り越えて連盟組織を守り続け、差別と人権侵害とたたかってきた70年の歴史を象徴するものである。

大会では評議員会や一般向けの聴覚障害者問題に関する研究分科会等が開催され、3千人を超える参加者が集い議論を交わした。大会では障害者差別解消法（以下、差別解消法）や障害者権利条約（以下、権利条約）が大きな関心をもって議論がなされ、2016年以降の動向が注目されている。

2 榎和条約批准前後の日本

れでいるのではないだろうが、  
聴覚障害者施策で言えば手話通訳制度  
度が挙げられる。手話通訳制度はこれ  
まで養成・派遣を中心に進められてき  
たが、自治体ごとに配置されるべき手  
話通訳の設置は、全国で30%弱と非常  
に低い設置率となっている。第三次基  
本計画では、全国各地の手話通訳制度  
の達成率については記述があるが、そ  
の内容（質）や今後の対応については  
触れられていない。またこれまでの政  
府調査では、身体障害者手帳を取得し  
ている聴覚障害者が使用する主なコミニ  
ュニケーション手段や情報アクセスに  
かかる手段についてのデータが存在し  
ていない。仮に手話通訳制度が100  
%の達成率をクリアしても、制度を使  
用するユーチャー数が把握されていない  
ため、達成率そのものが有効かどうか  
も分からぬ状況である。日本政府に  
は今回のレポートを機に、障害者のあ  
らゆるデータを収集し、それを踏まえ  
た新たな障害者制度設計を期待したい。

権利条約では、前文に障害者の多様性を認め、自ら選択をする自由の重要性を明記している。また、第2条の定義において、「言語」として音声言語と「手話」が列記されている。これはわが国の国内法にも大きな影響を与え、改正障害者基本法にも同様の記述がなされたことは記憶に新しい。第21条では、公的な活動において手話の使用を認め、促進することを明記している。

これらの記述を踏まえ、先の改正障害者基本法や差別解消法では、これまでの法律とは異なり、手話の言語的地位づけや、アクセシビリティに対する考え方方がより具体的になつてている。これらは聴覚障害者の権利保障を大きく前進させるものである。一方で、権利条約や差別解消法には「合理的配慮」と「過重な負担」という文言が出てきているが、何をもつて「過重な負担」とするのか明白になっていない。我々聽

3 政府報告書に期待すること

現在、日本政府は、2016年2月に提出する政府報告書の作成に取り組んでおり、障害者政策委員会では、第三次障害者基本計画の進捗状況をモニタリングしているが、その結果を政府報告書に盛り込むかどうかは曖昧なままである。障害者基本計画に盛り込まれていない部分はモニタリングの対象外となりやすく、このモニタリングの結果が政府報告書へそのまま活用されるのであれば、権利条約のモニタリングが十分に行えているとは言い難い。第三次障害者基本計画のモニタリングを踏まえ、現状の課題をありのままに報告することが政府報告書には求めら

権利条約では、前文に障害者の多様性を認め、自ら選択をする自由の重要性を明記している。また、第2条の定義において、「言語」として音声言語と「手話」が列記されている。これはわが国の国内法にも大きな影響を与えており、改正障害者基本法にも同様の記述がなされたことは記憶に新しい。第21条では、公的な活動において手話の使用を認め、促進することを明記している。

これらの記述を踏まえ、先の改正障害者基本法や差別解消法では、これまでの法律とは異なり、手話の言語的地位づけや、アクセシビリティに対する考え方方がより具体的になつていて、これらは聴覚障害者の権利保障を大きく前進させるものである。一方で、権利条約や差別解消法には「合理的配慮」と「過重な負担」という文言が出てきているが、何をもつて「過重な負担」とするのか明白になっていない。我々聴覚障害者がどのように反映させていくか」が挙げられる。

障害者の社会参加がどこまで進むかは、「合理的配慮」と「過重な負担」の運用にかかっているといつても過言ではない。

松本正志

#### 4 パラレルレポートへの取り組み

つてやまない。  
（まつもとまさし 一般財団法人全曰  
本うつあ連盟理事）